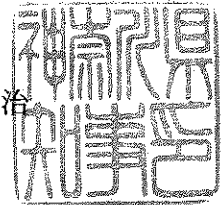


水第 2230 号
令和 5 年 3 月 28 日

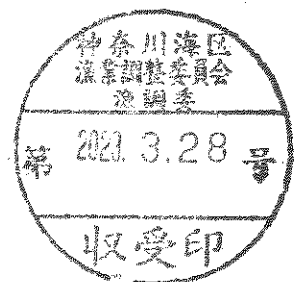
神奈川県漁業調整委員会 会長 櫻本 和美 様

神奈川県知事 黒岩祐治



海区漁場計画について（諮問）

このことについて、別紙のとおり定めたいので、漁業法第 64 条第 4 項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。



海区漁場計画（案）

漁業法第 62 条第 1 項の規定により海区漁場計画を次のとおり定める。

令和 5 年 月 日

神奈川県知事 黒岩 祐治

1 漁業権に関する事項

- (1) 免許予定日 令和 5 年 9 月 1 日
- (2) 申請期間 令和 5 年 6 月 8 日から同年 7 月 7 日まで

2 定置漁業権 定置漁業権に係る漁業権ごとの漁場の位置、区域、漁業時期、漁業の名称及び条件

(1) 漁業権の公示番号 定第 1 号

ア 漁場の位置 横須賀市長沢地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度11分23.09秒 東経139度41分14.49秒の所
- B 北緯35度11分08.23秒 東経139度41分34.11秒の所
- C 北緯35度11分04.41秒 東経139度41分29.47秒の所
- D 北緯35度11分19.35秒 東経139度41分09.99秒の所

区域 上記の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 いわし定置漁業

オ 条件 なし

(2) 漁業権の公示番号 定第 2 号

ア 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度09分51.37秒 東経139度41分21.15秒の所
- B 北緯35度09分51.94秒 東経139度41分39.01秒の所
- C 北緯35度09分46.33秒 東経139度41分39.01秒の所
- D 北緯35度09分47.59秒 東経139度41分21.15秒の所

区域 上記の A B、B C、C D 及び D A の 4 直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで

エ 漁業の名称 いわし・さば定置漁業

オ 条件 なし

(3) 漁業権の公示番号 定第3号

ア 漁場の位置 三浦市南下浦町毘沙門地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度07分58.69秒 東経139度39分43.30秒の所

B 北緯35度07分45.08秒 東経139度39分50.86秒の所

C 北緯35度07分41.12秒 東経139度39分39.34秒の所

D 北緯35度07分55.41秒 東経139度39分32.86秒の所

区域 上記のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 条件 なし

(4) 漁業権の公示番号 定第4号

ア 漁場の位置 三浦市諸磯埼地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度09分36.61秒 東経139度36分11.41秒の所

B 北緯35度09分37.90秒 東経139度35分53.70秒の所

C 北緯35度09分34.88秒 東経139度35分53.34秒の所

D 北緯35度09分35.24秒 東経139度35分48.51秒の所

E 北緯35度09分46.51秒 東経139度35分49.77秒の所

F 北緯35度09分46.15秒 東経139度35分54.60秒の所

G 北緯35度09分43.09秒 東経139度35分54.23秒の所

H 北緯35度09分41.79秒 東経139度36分11.98秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 条件 なし

(5) 漁業権の公示番号 定第5号

ア 漁場の位置 三浦市黒埼地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度10分42.70秒 東経139度36分09.50秒の所

- B 北緯35度10分39.17秒 東経139度35分52.36秒の所
- C 北緯35度10分36.33秒 東経139度35分53.26秒の所
- D 北緯35度10分35.00秒 東経139度35分46.93秒の所
- E 北緯35度10分45.94秒 東経139度35分43.58秒の所
- F 北緯35度10分47.24秒 東経139度35分49.84秒の所
- G 北緯35度10分44.36秒 東経139度35分50.74秒の所
- H 北緯35度10分47.92秒 東経139度36分07.84秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 雑魚定置漁業

オ 条件 なし

(6) 漁業権の公示番号 定第6号

ア 漁場の位置 横須賀市長井地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度12分51.40秒 東経139度34分44.11秒の所
- B 北緯35度12分41.29秒 東経139度34分34.10秒の所
- C 北緯35度12分42.62秒 東経139度34分11.20秒の所
- D 北緯35度12分33.47秒 東経139度34分10.41秒の所
- E 北緯35度12分34.01秒 東経139度34分00.76秒の所
- F 北緯35度12分52.34秒 東経139度34分02.35秒の所
- G 北緯35度12分51.80秒 東経139度34分11.99秒の所
- H 北緯35度12分49.03秒 東経139度34分11.78秒の所
- I 北緯35度12分47.95秒 東経139度34分30.57秒の所
- J 北緯35度12分55.47秒 東経139度34分38.02秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ及びJAの10直線によって
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業

オ 条件 なし

(7) 漁業権の公示番号 定第7号

ア 漁場の位置 横須賀市芦名地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度13分23.98秒 東経139度35分08.01秒の所
- B 北緯35度13分05.12秒 東経139度34分30.93秒の所
- C 北緯35度13分22.07秒 東経139度34分17.29秒の所
- D 北緯35度13分35.14秒 東経139度34分59.62秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

- ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業
- オ 条件 なし

(8) 漁業権の公示番号 定第8号

- ア 漁場の位置 鎌倉市稲村ヶ埼地先
- イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度16分47.49秒 東経139度31分27.44秒の所
- B 北緯35度16分27.40秒 東経139度31分18.33秒の所
- C 北緯35度16分33.27秒 東経139度31分00.19秒の所
- D 北緯35度16分38.10秒 東経139度31分02.20秒の所
- E 北緯35度16分36.15秒 東経139度31分07.71秒の所
- F 北緯35度16分51.38秒 東経139度31分14.26秒の所

区域 上記のA B、B C、C D、D E、E F及びF Aの6直線によって囲まれた区域

- ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業
- オ 条件 なし

(9) 漁業権の公示番号 定第9号

- ア 漁場の位置 鎌倉市行合川地先
- イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度16分58.43秒 東経139度30分11.08秒の所
- B 北緯35度16分54.47秒 東経139度30分09.25秒の所
- C 北緯35度16分55.66秒 東経139度30分05.54秒の所
- D 北緯35度16分44.72秒 東経139度30分00.43秒の所
- E 北緯35度16分43.57秒 東経139度30分04.13秒の所
- F 北緯35度16分38.13秒 東経139度30分01.62秒の所

G 北緯35度16分44.04秒 東経139度29分42.75秒の所

H 北緯35度16分49.51秒 東経139度29分45.31秒の所

I 北緯35度16分47.42秒 東経139度29分51.93秒の所

J 北緯35度17分02.25秒 東経139度29分58.88秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ及びJAの10直線によって
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・いわし定置漁業

オ 条件 なし

(10) 漁業権の公示番号 定第10号

ア 漁場の位置 藤沢市江の島地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度17分24.90秒 東経139度28分47.31秒の所

B 北緯35度17分09.34秒 東経139度28分39.32秒の所

C 北緯35度17分08.12秒 東経139度28分42.96秒の所

D 北緯35度17分02.11秒 東経139度28分39.89秒の所

E 北緯35度17分10.06秒 東経139度28分16.93秒の所

F 北緯35度17分16.04秒 東経139度28分19.99秒の所

G 北緯35度17分12.66秒 東経139度28分29.85秒の所

H 北緯35度17分28.21秒 東経139度28分37.81秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(11) 漁業権の公示番号 定第11号

ア 漁場の位置 茅ヶ崎市平島地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度18分05.94秒 東経139度24分28.90秒の所

B 北緯35度17分53.98秒 東経139度24分27.68秒の所

C 北緯35度17分53.30秒 東経139度24分33.94秒の所

D 北緯35度17分48.44秒 東経139度24分33.44秒の所

- E 北緯35度17分50.64秒 東経139度24分13.75秒の所
- F 北緯35度17分55.49秒 東経139度24分14.03秒の所
- G 北緯35度17分54.81秒 東経139度24分20.26秒の所
- H 北緯35度18分02.91秒 東経139度24分20.77秒の所
- I 北緯35度18分03.05秒 東経139度24分16.84秒の所
- J 北緯35度18分06.26秒 東経139度24分17.02秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ及びJAの10直線によって
囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(12) 漁業権の公示番号 定第12号

ア 漁場の位置 平塚市龍城ヶ丘地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度18分14.29秒 東経139度20分53.37秒の所
- B 北緯35度17分56.90秒 東経139度20分53.62秒の所
- C 北緯35度17分56.79秒 東経139度20分40.77秒の所
- D 北緯35度18分14.47秒 東経139度20分39.40秒の所

区域 上記のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(13) 漁業権の公示番号 定第13号

ア 漁場の位置 中郡大磯町大磯地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度18分00.31秒 東経139度19分02.57秒の所
- B 北緯35度17分50.49秒 東経139度19分06.91秒の所
- C 北緯35度17分50.83秒 東経139度19分08.03秒の所
- D 北緯35度17分45.92秒 東経139度19分10.34秒の所
- E 北緯35度17分41.76秒 東経139度18分56.46秒の所
- F 北緯35度17分46.66秒 東経139度18分54.18秒の所

G 北緯35度17分47.21秒 東経139度18分56.04秒の所

H 北緯35度17分57.01秒 東経139度18分51.55秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(14) 漁業権の公示番号 定第14号

ア 漁場の位置 中郡二宮町山西地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度17分21.01秒 東経139度14分50.81秒の所

B 北緯35度17分05.67秒 東経139度14分57.44秒の所

C 北緯35度17分01.03秒 東経139度14分40.81秒の所

D 北緯35度17分06.86秒 東経139度14分38.25秒の所

E 北緯35度17分07.15秒 東経139度14分38.93秒の所

F 北緯35度17分16.58秒 東経139度14分35.01秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(15) 漁業権の公示番号 定第15号

ア 漁場の位置 小田原市石橋地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度13分30.35秒 東経139度08分36.63秒の所

B 北緯35度13分28.09秒 東経139度08分45.92秒の所

C 北緯35度13分27.76秒 東経139度08分54.09秒の所

D 北緯35度13分13.69秒 東経139度08分52.83秒の所

E 北緯35度13分14.15秒 東経139度08分44.73秒の所

F 北緯35度13分17.00秒 東経139度08分44.84秒の所

G 北緯35度13分20.02秒 東経139度08分34.76秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF、FG及びGAの7直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(16) 漁業権の公示番号 定第16号

ア 漁場の位置 小田原市米神地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度13分04.33秒 東経139度08分37.06秒の所

B 北緯35度12分54.43秒 東経139度09分03.16秒の所

C 北緯35度12分37.97秒 東経139度08分55.31秒の所

D 北緯35度12分41.18秒 東経139度08分47.83秒の所

E 北緯35度12分43.34秒 東経139度08分48.76秒の所

F 北緯35度12分49.06秒 東経139度08分33.39秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(17) 漁業権の公示番号 定第17号

ア 漁場の位置 小田原市根府川地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度12分14.75秒 東経139度08分32.53秒の所

B 北緯35度12分09.64秒 東経139度08分49.02秒の所

C 北緯35度12分01.26秒 東経139度08分46.89秒の所

D 北緯35度12分06.66秒 東経139度08分30.91秒の所

区域 上記のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(18) 漁業権の公示番号 定第18号

ア 漁場の位置 小田原市江之浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度11分21.22秒 東経139度08分27.99秒の所
- B 北緯35度11分16.47秒 東経139度08分42.90秒の所
- C 北緯35度11分07.51秒 東経139度08分41.38秒の所
- D 北緯35度11分14.89秒 東経139度08分24.54秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(19) 漁業権の公示番号 定第19号

ア 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度10分26.18秒 東経139度08分37.67秒の所
- B 北緯35度10分29.60秒 東経139度08分52.26秒の所
- C 北緯35度10分16.64秒 東経139度08分54.60秒の所
- D 北緯35度10分14.91秒 東経139度08分39.94秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(20) 漁業権の公示番号 定第20号

ア 漁場の位置 足柄下郡真鶴町真鶴地先

イ 漁場の区域

点の位置

- A 北緯35度09分05.47秒 東経139度09分12.77秒の所
- B 北緯35度09分12.16秒 東経139度09分38.08秒の所
- C 北緯35度08分51.64秒 東経139度09分45.32秒の所
- D 北緯35度08分56.58秒 東経139度09分15.29秒の所

区域 上記のA B、B C、C D及びD Aの4直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

(21) 漁業権の公示番号 定第21号

ア 漁場の位置 足柄下郡湯河原町福浦地先

イ 漁場の区域

点の位置

A 北緯35度08分53.66秒 東経139度08分07.76秒の所

B 北緯35度08分31.84秒 東経139度08分15.14秒の所

C 北緯35度08分32.71秒 東経139度08分18.95秒の所

D 北緯35度08分29.54秒 東経139度08分20.00秒の所

E 北緯35度08分24.43秒 東経139度07分57.28秒の所

F 北緯35度08分49.41秒 東経139度07分48.89秒の所

区域 上記のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域

ウ 漁業時期 1月1日から12月31日まで

エ 漁業の名称 あじ・さば定置漁業

オ 条件 なし

3 区画漁業権に係る漁業権ごとの漁業の名称、漁場の位置、区域、漁業時期、個別漁業権又は団体漁業権の別、関係地区及び条件

(1) 海藻養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第1号

(ア) 漁場の位置 横浜市金沢区福浦地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

A 北緯35度20分33.07秒 東経139度39分28.94秒の所

B 北緯35度21分10.90秒 東経139度39分29.41秒の所

C 北緯35度21分11.23秒 東経139度39分42.76秒の所

D 北緯35度20分32.81秒 東経139度39分42.94秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横浜市中区、南区、磯子区及び金沢区

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

イ 漁業権の公示番号 区第2号

(ア) 漁場の位置 横須賀市夏島町地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

A 北緯35度19分52.96秒 東経139度38分36.13秒の所

- B 北緯 35 度 19 分 47.60 秒 東経 139 度 39 分 00.82 秒の所
- C 北緯 35 度 19 分 43.03 秒 東経 139 度 38 分 59.53 秒の所
- D 北緯 35 度 19 分 48.28 秒 東経 139 度 38 分 34.83 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月15日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横浜市中区、南区、磯子区及び金沢区
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ウ 漁業権の公示番号 区第3号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市三春町地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置
- A 北緯 35 度 16 分 36.22 秒 東経 139 度 41 分 32.74 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 29.71 秒 東経 139 度 41 分 43.80 秒の所
- C 北緯 35 度 16 分 22.90 秒 東経 139 度 41 分 38.54 秒の所
- D 北緯 35 度 16 分 28.95 秒 東経 139 度 41 分 26.91 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年6月15日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

エ 漁業権の公示番号 区第4号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市大津町地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置
- A 北緯 35 度 16 分 30.68 秒 東経 139 度 41 分 52.18 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 28.05 秒 東経 139 度 42 分 06.22 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 59.03 秒 東経 139 度 41 分 49.92 秒の所
- D 北緯 35 度 16 分 01.66 秒 東経 139 度 41 分 37.10 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

オ 漁業権の公示番号 区第5号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市大津町地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK、KL及びLAの12直線

によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 16 分 26.50 秒 東経 139 度 42 分 09.03 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 20.60 秒 東経 139 度 42 分 55.47 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 49.50 秒 東経 139 度 42 分 50.03 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 49.75 秒 東経 139 度 42 分 38.44 秒の所
- E 北緯 35 度 15 分 50.11 秒 東経 139 度 42 分 37.22 秒の所
- F 北緯 35 度 15 分 50.29 秒 東経 139 度 42 分 29.16 秒の所
- G 北緯 35 度 15 分 50.00 秒 東経 139 度 42 分 27.93 秒の所
- H 北緯 35 度 15 分 50.36 秒 東経 139 度 42 分 11.73 秒の所
- I 北緯 35 度 15 分 52.77 秒 東経 139 度 41 分 56.94 秒の所
- J 北緯 35 度 15 分 58.31 秒 東経 139 度 41 分 58.52 秒の所
- K 北緯 35 度 15 分 59.00 秒 東経 139 度 41 分 55.17 秒の所
- L 北緯 35 度 16 分 03.93 秒 東経 139 度 41 分 56.68 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

カ 漁業権の公示番号 区第6号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ、JK及びKAの11直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 16 分 14.23 秒 東経 139 度 42 分 54.93 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 09.48 秒 東経 139 度 43 分 34.85 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 57.13 秒 東経 139 度 43 分 30.25 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 56.34 秒 東経 139 度 43 分 26.50 秒の所
- E 北緯 35 度 15 分 55.22 秒 東経 139 度 43 分 26.79 秒の所
- F 北緯 35 度 15 分 54.72 秒 東経 139 度 43 分 20.85 秒の所
- G 北緯 35 度 15 分 53.49 秒 東経 139 度 43 分 20.99 秒の所
- H 北緯 35 度 15 分 51.73 秒 東経 139 度 43 分 21.64 秒の所
- I 北緯 35 度 15 分 52.09 秒 東経 139 度 43 分 08.68 秒の所
- J 北緯 35 度 16 分 01.16 秒 東経 139 度 43 分 05.01 秒の所
- K 北緯 35 度 16 分 03.54 秒 東経 139 度 42 分 52.99 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

キ 漁業権の公示番号 区第7号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI及びIAの9直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 54.39 秒 東経 139 度 43 分 33.49 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 52.41 秒 東経 139 度 43 分 34.17 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 51.08 秒 東経 139 度 43 分 32.19 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 48.09 秒 東経 139 度 43 分 22.98 秒の所

E 北緯 35 度 15 分 48.20 秒 東経 139 度 43 分 14.37 秒の所

F 北緯 35 度 15 分 49.32 秒 東経 139 度 43 分 09.69 秒の所

G 北緯 35 度 15 分 51.33 秒 東経 139 度 43 分 09.91 秒の所

H 北緯 35 度 15 分 51.15 秒 東経 139 度 43 分 23.05 秒の所

I 北緯 35 度 15 分 53.46 秒 東経 139 度 43 分 22.18 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ク 漁業権の公示番号 区第8号

(ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 15 分 56.62 秒 東経 139 度 43 分 32.98 秒の所

B 北緯 35 度 15 分 57.41 秒 東経 139 度 43 分 36.26 秒の所

C 北緯 35 度 15 分 54.18 秒 東経 139 度 43 分 36.80 秒の所

D 北緯 35 度 15 分 52.56 秒 東経 139 度 43 分 34.39 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ケ 漁業権の公示番号 区第9号

(ア) 漁場の位置 横須賀市破崎地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 06.99 秒 東経 139 度 43 分 42.59 秒の所

- B 北緯 35 度 16 分 03.89 秒 東経 139 度 43 分 53.54 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 56.73 秒 東経 139 度 43 分 50.37 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 59.86 秒 東経 139 度 43 分 39.46 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

コ 漁業権の公示番号 区第10号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市走水二丁目地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 15 分 48.74 秒 東経 139 度 43 分 55.63 秒の所
 - B 北緯 35 度 15 分 46.97 秒 東経 139 度 43 分 56.92 秒の所
 - C 北緯 35 度 15 分 46.22 秒 東経 139 度 43 分 55.30 秒の所
 - D 北緯 35 度 15 分 48.02 秒 東経 139 度 43 分 54.15 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

サ 漁業権の公示番号 区第11号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市伊勢山崎地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 15 分 53.71 秒 東経 139 度 44 分 15.97 秒の所
 - B 北緯 35 度 15 分 49.68 秒 東経 139 度 44 分 24.21 秒の所
 - C 北緯 35 度 15 分 43.73 秒 東経 139 度 44 分 19.93 秒の所
 - D 北緯 35 度 15 分 47.01 秒 東経 139 度 44 分 11.65 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

シ 漁業権の公示番号 区第12号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居四丁目地先
- (イ) 漁場の区域
次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 19.04 秒 東経 139 度 44 分 50.89 秒の所
- B 北緯 35 度 15 分 16.41 秒 東経 139 度 44 分 51.03 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 16.34 秒 東経 139 度 44 分 48.58 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 18.86 秒 東経 139 度 44 分 48.26 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ス 漁業権の公示番号 区第13号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市亀埼地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 14 分 50.35 秒 東経 139 度 44 分 21.22 秒の所
- B 北緯 35 度 14 分 44.95 秒 東経 139 度 44 分 28.42 秒の所
- C 北緯 35 度 14 分 37.21 秒 東経 139 度 44 分 21.22 秒の所
- D 北緯 35 度 14 分 43.29 秒 東経 139 度 44 分 11.54 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

セ 漁業権の公示番号 区第14号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市鳥ヶ埼地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域

点の位置

- A 北緯 35 度 14 分 38.29 秒 東経 139 度 44 分 11.86 秒の所
- B 北緯 35 度 14 分 34.36 秒 東経 139 度 44 分 19.71 秒の所
- C 北緯 35 度 14 分 19.89 秒 東経 139 度 44 分 15.10 秒の所
- D 北緯 35 度 14 分 20.04 秒 東経 139 度 44 分 01.06 秒の所
- E 北緯 35 度 14 分 26.98 秒 東経 139 度 44 分 00.45 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ソ 漁業権の公示番号 区第15号

(ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居二丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 14 分 20.72 秒 東経 139 度 43 分 33.13 秒の所

B 北緯 35 度 14 分 27.16 秒 東経 139 度 43 分 59.23 秒の所

C 北緯 35 度 14 分 18.34 秒 東経 139 度 44 分 01.31 秒の所

D 北緯 35 度 14 分 14.17 秒 東経 139 度 43 分 39.43 秒の所

E 北緯 35 度 14 分 15.79 秒 東経 139 度 43 分 34.68 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

タ 漁業権の公示番号 区第16号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 13 分 37.23 秒 東経 139 度 43 分 45.83 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 36.01 秒 東経 139 度 43 分 54.15 秒の所

C 北緯 35 度 13 分 29.53 秒 東経 139 度 43 分 52.75 秒の所

D 北緯 35 度 13 分 30.82 秒 東経 139 度 43 分 44.47 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

チ 漁業権の公示番号 区第17号

(ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 13 分 26.11 秒 東経 139 度 43 分 20.46 秒の所

B 北緯 35 度 13 分 26.65 秒 東経 139 度 43 分 34.13 秒の所

C 北緯 35 度 13 分 17.58 秒 東経 139 度 43 分 35.11 秒の所

D 北緯 35 度 13 分 19.16 秒 東経 139 度 43 分 25.42 秒の所

E 北緯 35 度 13 分 22.65 秒 東経 139 度 43 分 20.82 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ツ 漁業権の公示番号 区第 18 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長瀬三丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 40.25 秒 東経 139 度 43 分 06.88 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 40.98 秒 東経 139 度 43 分 12.97 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 35.65 秒 東経 139 度 43 分 14.77 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 35.21 秒 東経 139 度 43 分 08.58 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

テ 漁業権の公示番号 区第 19 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市久里浜七丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 33.71 秒 東経 139 度 42 分 54.47 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 32.35 秒 東経 139 度 42 分 58.07 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 28.53 秒 東経 139 度 42 分 55.87 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 29.93 秒 東経 139 度 42 分 52.27 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ト 漁業権の公示番号 区第 20 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市久里浜八丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 16.75 秒 東経 139 度 43 分 14.26 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 14.33 秒 東経 139 度 43 分 17.47 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 10.99 秒 東経 139 度 43 分 13.72 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 13.40 秒 東経 139 度 43 分 10.52 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ナ 漁業権の公示番号 区第21号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市野比地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯35度12分14.29秒 東経139度41分24.43秒の所
- B 北緯35度12分04.53秒 東経139度40分55.27秒の所
- C 北緯35度11分59.13秒 東経139度40分48.00秒の所
- D 北緯35度12分03.63秒 東経139度40分43.46秒の所
- E 北緯35度12分24.48秒 東経139度41分18.34秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ニ 漁業権の公示番号 区第22号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市津久井地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯35度11分48.04秒 東経139度40分47.81秒の所
- B 北緯35度11分33.28秒 東経139度40分27.73秒の所
- C 北緯35度11分45.06秒 東経139度40分15.20秒の所
- D 北緯35度11分59.02秒 東経139度40分36.12秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヌ 漁業権の公示番号 区第23号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町上宮田地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯35度11分24.82秒 東経139度39分51.04秒の所

- B 北緯 35 度 11 分 17.19 秒 東経 139 度 39 分 59.14 秒の所
- C 北緯 35 度 11 分 02.57 秒 東経 139 度 39 分 50.50 秒の所
- D 北緯 35 度 10 分 58.08 秒 東経 139 度 39 分 35.67 秒の所
- E 北緯 35 度 11 分 00.56 秒 東経 139 度 39 分 25.45 秒の所
- F 北緯 35 度 11 分 06.39 秒 東経 139 度 39 分 28.90 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町上宮田
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ネ 漁業権の公示番号 区第 24 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町菊名地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 10 分 49.69 秒 東経 139 度 39 分 27.25 秒の所
- B 北緯 35 度 10 分 47.81 秒 東経 139 度 39 分 33.62 秒の所
- C 北緯 35 度 10 分 40.83 秒 東経 139 度 39 分 47.26 秒の所
- D 北緯 35 度 10 分 34.17 秒 東経 139 度 39 分 42.04 秒の所
- E 北緯 35 度 10 分 44.03 秒 東経 139 度 39 分 22.78 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ノ 漁業権の公示番号 区第 25 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 10 分 24.59 秒 東経 139 度 39 分 46.36 秒の所
- B 北緯 35 度 10 分 23.08 秒 東経 139 度 39 分 48.92 秒の所
- C 北緯 35 度 10 分 19.88 秒 東経 139 度 39 分 46.18 秒の所
- D 北緯 35 度 10 分 21.43 秒 東経 139 度 39 分 43.63 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ハ 漁業権の公示番号 区第 26 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町金田地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 10 分 00.65 秒 東経 139 度 39 分 41.65 秒の所

B 北緯 35 度 09 分 59.61 秒 東経 139 度 39 分 58.75 秒の所

C 北緯 35 度 09 分 43.91 秒 東経 139 度 40 分 19.84 秒の所

D 北緯 35 度 09 分 33.44 秒 東経 139 度 40 分 26.07 秒の所

E 北緯 35 度 09 分 32.21 秒 東経 139 度 40 分 18.04 秒の所

F 北緯 35 度 09 分 46.65 秒 東経 139 度 39 分 41.97 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町金田及び南下浦町菊名

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヒ 漁業権の公示番号 区第 27 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 08 分 57.15 秒 東経 139 度 40 分 50.34 秒の所

B 北緯 35 度 08 分 56.83 秒 東経 139 度 40 分 59.66 秒の所

C 北緯 35 度 08 分 50.42 秒 東経 139 度 40 分 58.22 秒の所

D 北緯 35 度 08 分 51.10 秒 東経 139 度 40 分 48.97 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

フ 漁業権の公示番号 区第 28 号

(ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 08 分 29.72 秒 東経 139 度 40 分 18.98 秒の所

B 北緯 35 度 08 分 29.18 秒 東経 139 度 40 分 23.12 秒の所

C 北緯 35 度 08 分 26.69 秒 東経 139 度 40 分 22.58 秒の所

D 北緯 35 度 08 分 26.52 秒 東経 139 度 40 分 18.26 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

へ 漁業権の公示番号 区第 29 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 08 分 33.68 秒 東経 139 度 39 分 58.24 秒の所
- B 北緯 35 度 08 分 33.21 秒 東経 139 度 40 分 02.96 秒の所
- C 北緯 35 度 08 分 29.65 秒 東経 139 度 40 分 02.38 秒の所
- D 北緯 35 度 08 分 30.15 秒 東経 139 度 39 分 57.67 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ホ 漁業権の公示番号 区第 30 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 08 分 37.28 秒 東経 139 度 39 分 53.71 秒の所
- B 北緯 35 度 08 分 36.99 秒 東経 139 度 39 分 55.25 秒の所
- C 北緯 35 度 08 分 31.99 秒 東経 139 度 39 分 57.92 秒の所
- D 北緯 35 度 08 分 23.06 秒 東経 139 度 39 分 55.11 秒の所
- E 北緯 35 度 08 分 23.35 秒 東経 139 度 39 分 53.56 秒の所
- F 北緯 35 度 08 分 32.31 秒 東経 139 度 39 分 56.37 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

マ 漁業権の公示番号 区第 31 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 08 分 19.71 秒 東経 139 度 39 分 50.75 秒の所
- B 北緯 35 度 08 分 18.56 秒 東経 139 度 39 分 53.38 秒の所

- C 北緯 35 度 08 分 15.57 秒 東経 139 度 39 分 51.47 秒の所
- D 北緯 35 度 08 分 16.69 秒 東経 139 度 39 分 48.85 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町松輪
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ミ 漁業権の公示番号 区第 32 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市南下浦町毘沙門地先
- (イ) 漁場の区域
次の AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 08 分 28.46 秒 東経 139 度 39 分 53.78 秒の所
 - B 北緯 35 度 08 分 28.21 秒 東経 139 度 39 分 54.97 秒の所
 - C 北緯 35 度 08 分 19.60 秒 東経 139 度 39 分 52.48 秒の所
 - D 北緯 35 度 08 分 20.11 秒 東経 139 度 39 分 48.52 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市南下浦町毘沙門
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ム 漁業権の公示番号 区第 33 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町諸磯地先
- (イ) 漁場の区域
次の AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 09 分 25.92 秒 東経 139 度 36 分 47.44 秒の所
 - B 北緯 35 度 09 分 25.23 秒 東経 139 度 36 分 50.90 秒の所
 - C 北緯 35 度 09 分 24.01 秒 東経 139 度 36 分 50.40 秒の所
 - D 北緯 35 度 09 分 24.65 秒 東経 139 度 36 分 46.94 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市三崎町諸磯のうち白須、新堀及び旧浜諸磯の区域
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

メ 漁業権の公示番号 区第 34 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町小網代地先
- (イ) 漁場の区域
次の AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 09 分 52.02 秒 東経 139 度 36 分 48.16 秒の所
- B 北緯 35 度 09 分 48.96 秒 東経 139 度 37 分 05.69 秒の所
- C 北緯 35 度 09 分 45.46 秒 東経 139 度 37 分 03.90 秒の所
- D 北緯 35 度 09 分 49.28 秒 東経 139 度 36 分 47.26 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市三崎町小網代
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

モ 漁業権の公示番号 区第 35 号

- (ア) 漁場の位置 三浦市三崎町小網代地先
- (イ) 漁場の区域
次の AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 09 分 55.22 秒 東経 139 度 37 分 03.86 秒の所
 - B 北緯 35 度 09 分 54.43 秒 東経 139 度 37 分 13.33 秒の所
 - C 北緯 35 度 09 分 52.09 秒 東経 139 度 37 分 13.07 秒の所
 - D 北緯 35 度 09 分 52.74 秒 東経 139 度 37 分 03.53 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 6 月 30 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 三浦市三崎町小網代
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヤ 漁業権の公示番号 区第 36 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長井三丁目地先
- (イ) 漁場の区域
次の AB、BC、CD、DE、EF、FG、GH、HI、IJ 及び JA の 10 直線によって囲ま
れた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 12 分 43.23 秒 東経 139 度 36 分 43.88 秒の所
 - B 北緯 35 度 12 分 41.54 秒 東経 139 度 36 分 53.13 秒の所
 - C 北緯 35 度 12 分 37.07 秒 東経 139 度 37 分 09.01 秒の所
 - D 北緯 35 度 12 分 28.69 秒 東経 139 度 37 分 07.42 秒の所
 - E 北緯 35 度 12 分 34.84 秒 東経 139 度 36 分 55.72 秒の所
 - F 北緯 35 度 12 分 36.75 秒 東経 139 度 36 分 47.73 秒の所
 - G 北緯 35 度 12 分 36.57 秒 東経 139 度 36 分 45.25 秒の所
 - H 北緯 35 度 12 分 38.23 秒 東経 139 度 36 分 45.71 秒の所
 - I 北緯 35 度 12 分 38.01 秒 東経 139 度 36 分 42.51 秒の所
 - J 北緯 35 度 12 分 39.45 秒 東経 139 度 36 分 42.37 秒の所
- (ウ) 漁業時期 9 月 16 日から翌年 6 月 15 日まで

- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市長井
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ユ 漁業権の公示番号 区第 37 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長井地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 12 分 36.93 秒 東経 139 度 37 分 19.38 秒の所
- B 北緯 35 度 12 分 36.86 秒 東経 139 度 37 分 24.60 秒の所
- C 北緯 35 度 12 分 32.83 秒 東経 139 度 37 分 28.91 秒の所
- D 北緯 35 度 12 分 30.20 秒 東経 139 度 37 分 24.99 秒の所
- E 北緯 35 度 12 分 28.51 秒 東経 139 度 37 分 17.72 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年3月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市長井
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヨ 漁業権の公示番号 区第 38 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市長井三丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF、FG、GH及びHAの8直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 12 分 54.10 秒 東経 139 度 36 分 52.55 秒の所
- B 北緯 35 度 12 分 48.63 秒 東経 139 度 37 分 14.88 秒の所
- C 北緯 35 度 12 分 44.38 秒 東経 139 度 37 分 13.98 秒の所
- D 北緯 35 度 12 分 40.49 秒 東経 139 度 37 分 12.53 秒の所
- E 北緯 35 度 12 分 43.52 秒 東経 139 度 36 分 55.11 秒の所
- F 北緯 35 度 12 分 47.15 秒 東経 139 度 36 分 56.69 秒の所
- G 北緯 35 度 12 分 49.75 秒 東経 139 度 36 分 51.66 秒の所
- H 北緯 35 度 12 分 52.63 秒 東経 139 度 36 分 51.73 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市長井
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ラ 漁業権の公示番号 区第 39 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松越鼻地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 12 分 56.66 秒 東経 139 度 37 分 11.38 秒の所
- B 北緯 35 度 12 分 52.92 秒 東経 139 度 37 分 16.86 秒の所
- C 北緯 35 度 12 分 49.42 秒 東経 139 度 37 分 11.85 秒の所
- D 北緯 35 度 12 分 52.48 秒 東経 139 度 37 分 06.95 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

リ 漁業権の公示番号 区第40号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松越鼻地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 12.36 秒 東経 139 度 37 分 00.08 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 05.77 秒 東経 139 度 37 分 06.52 秒の所
- C 北緯 35 度 12 分 59.65 秒 東経 139 度 36 分 57.27 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 06.24 秒 東経 139 度 36 分 50.83 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ル 漁業権の公示番号 区第41号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市夷殿鼻地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 13 分 55.30 秒 東経 139 度 35 分 47.25 秒の所
- B 北緯 35 度 13 分 56.35 秒 東経 139 度 35 分 53.05 秒の所
- C 北緯 35 度 13 分 51.60 秒 東経 139 度 35 分 54.34 秒の所
- D 北緯 35 度 13 分 50.55 秒 東経 139 度 35 分 48.51 秒の所

- (ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

レ 漁業権の公示番号 区第42号

(ア) 漁場の位置 横須賀市梵天ノ鼻地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 14 分 35.37 秒 東経 139 度 35 分 15.93 秒の所

B 北緯 35 度 14 分 23.49 秒 東経 139 度 35 分 34.76 秒の所

C 北緯 35 度 14 分 20.11 秒 東経 139 度 35 分 30.22 秒の所

D 北緯 35 度 14 分 31.56 秒 東経 139 度 35 分 11.76 秒の所

(ウ) 漁業時期 9月16日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 横須賀市佐島、芦名及び秋谷

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ロ 漁業権の公示番号 区第 43 号

(ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 28.12 秒 東経 139 度 33 分 39.77 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 23.95 秒 東経 139 度 33 分 48.81 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 21.90 秒 東経 139 度 33 分 45.72 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 25.64 秒 東経 139 度 33 分 37.83 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦郡葉山町

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ワ 漁業権の公示番号 区第 44 号

(ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 39.72 秒 東経 139 度 33 分 58.71 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 41.16 秒 東経 139 度 34 分 04.36 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 27.15 秒 東経 139 度 34 分 03.25 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 24.38 秒 東経 139 度 33 分 55.33 秒の所

E 北緯 35 度 16 分 29.09 秒 東経 139 度 33 分 52.74 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦郡葉山町

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ヲ 漁業権の公示番号 区第 45 号

(ア) 漁場の位置 三浦郡葉山町堀内地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 16 分 52.82 秒 東経 139 度 33 分 55.15 秒の所

B 北緯 35 度 16 分 53.54 秒 東経 139 度 33 分 59.25 秒の所

C 北緯 35 度 16 分 45.44 秒 東経 139 度 34 分 01.34 秒の所

D 北緯 35 度 16 分 44.68 秒 東経 139 度 33 分 57.49 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 三浦郡葉山町

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ア' 漁業権の公示番号 区第 46 号

(ア) 漁場の位置 逗子市新宿地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 17 分 26.98 秒 東経 139 度 33 分 57.85 秒の所

B 北緯 35 度 17 分 20.18 秒 東経 139 度 34 分 02.42 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 07.44 秒 東経 139 度 33 分 48.63 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 14.56 秒 東経 139 度 33 分 45.86 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

(エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権

(オ) 関係地区 逗子市

(カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

イ' 漁業権の公示番号 区第 47 号

(ア) 漁場の位置 鎌倉市材木座六丁目地先

(イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

A 北緯 35 度 18 分 07.34 秒 東経 139 度 32 分 41.24 秒の所

B 北緯 35 度 18 分 00.17 秒 東経 139 度 32 分 54.34 秒の所

C 北緯 35 度 17 分 35.01 秒 東経 139 度 32 分 31.81 秒の所

D 北緯 35 度 17 分 41.92 秒 東経 139 度 32 分 18.45 秒の所

(ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで

- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 鎌倉市（腰越、七里ガ浜及び植木を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ウ' 漁業権の公示番号 区第 48 号

- (ア) 漁場の位置 鎌倉市坂ノ下地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 18 分 18.90 秒 東経 139 度 32 分 15.18 秒の所
- B 北緯 35 度 18 分 12.56 秒 東経 139 度 32 分 27.99 秒の所
- C 北緯 35 度 17 分 46.35 秒 東経 139 度 32 分 10.57 秒の所
- D 北緯 35 度 17 分 51.36 秒 東経 139 度 32 分 00.96 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 鎌倉市（腰越、七里ガ浜及び植木を除く。）
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

エ' 漁業権の公示番号 区第 49 号

- (ア) 漁場の位置 鎌倉市腰越地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 17 分 36.05 秒 東経 139 度 30 分 37.83 秒の所
- B 北緯 35 度 17 分 41.89 秒 東経 139 度 29 分 54.96 秒の所
- C 北緯 35 度 17 分 59.89 秒 東経 139 度 29 分 58.12 秒の所
- D 北緯 35 度 17 分 57.04 秒 東経 139 度 30 分 41.54 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年4月30日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 鎌倉市腰越、七里ガ浜及び植木
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

オ' 漁業権の公示番号 区第 50 号

- (ア) 漁場の位置 藤沢市江の島地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 17 分 36.34 秒 東経 139 度 28 分 22.98 秒の所
- B 北緯 35 度 17 分 38.79 秒 東経 139 度 28 分 14.41 秒の所
- C 北緯 35 度 17 分 43.83 秒 東経 139 度 28 分 16.60 秒の所

- D 北緯 35 度 17 分 41.38 秒 東経 139 度 28 分 25.17 秒の所
- (ウ) 漁業時期 10 月 1 日から翌年 4 月 30 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 藤沢市江の島、片瀬海岸及び片瀬
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

カ' 漁業権の公示番号 区第 51 号

- (ア) 漁場の位置 茅ヶ崎市姥島地先
- (イ) 漁場の区域

次の AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 18 分 36.82 秒 東経 139 度 24 分 44.92 秒の所
- B 北緯 35 度 18 分 36.90 秒 東経 139 度 24 分 52.95 秒の所
- C 北緯 35 度 18 分 25.37 秒 東経 139 度 24 分 53.13 秒の所
- D 北緯 35 度 18 分 25.30 秒 東経 139 度 24 分 45.18 秒の所
- (ウ) 漁業時期 11 月 1 日から翌年 4 月 15 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 茅ヶ崎市
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

(2) 二枚貝養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第 52 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市松崎地先
- (イ) 漁場の区域

次の AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 53.60 秒 東経 139 度 43 分 32.95 秒の所
- B 北緯 35 度 15 分 53.78 秒 東経 139 度 43 分 33.70 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 53.13 秒 東経 139 度 43 分 33.88 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 52.95 秒 東経 139 度 43 分 33.13 秒の所
- (ウ) 漁業時期 1 月 1 日から 12 月 31 日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）
- (カ) 条件 なし

イ 漁業権の公示番号 区第 53 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市走水二丁目地先
- (イ) 漁場の区域

次の AB、BC、CD 及び DA の 4 直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 48.67 秒 東経 139 度 43 分 53.75 秒の所
- B 北緯 35 度 15 分 48.06 秒 東経 139 度 43 分 54.11 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 47.77 秒 東経 139 度 43 分 53.43 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 48.34 秒 東経 139 度 43 分 53.04 秒の所
- (ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 なし

ウ 漁業権の公示番号 区第 54 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市鴨居二丁目地先
- (イ) 漁場の区域
 - 次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置
 - A 北緯 35 度 14 分 17.59 秒 東経 139 度 43 分 44.50 秒の所
 - B 北緯 35 度 14 分 17.01 秒 東経 139 度 43 分 42.23 秒の所
 - C 北緯 35 度 14 分 19.50 秒 東経 139 度 43 分 41.33 秒の所
 - D 北緯 35 度 14 分 20.07 秒 東経 139 度 43 分 43.60 秒の所
- (ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 なし

エ 漁業権の公示番号 区第 55 号

- (ア) 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先
- (イ) 漁場の区域
 - 次のAB、BC、CD、DE及びEAの5直線によって囲まれた区域
 - A 北緯 35 度 09 分 48.18 秒 東経 139 度 8 分 45.83 秒の所
 - B 北緯 35 度 09 分 29.28 秒 東経 139 度 8 分 42.83 秒の所
 - C 北緯 35 度 09 分 28.36 秒 東経 139 度 9 分 02.68 秒の所
 - D 北緯 35 度 09 分 49.27 秒 東経 139 度 9 分 05.96 秒の所
- (ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 足柄下郡真鶴町岩
- (カ) 条件 なし

(3) 海藻・二枚貝養殖業

ア 漁業権の公示番号 区第 56 号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市夏島町地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD、DE、EF及びFAの6直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 18 分 45.86 秒 東経 139 度 38 分 52.47 秒の所
- B 北緯 35 度 18 分 42.73 秒 東経 139 度 38 分 52.72 秒の所
- C 北緯 35 度 18 分 41.36 秒 東経 139 度 38 分 49.48 秒の所
- D 北緯 35 度 18 分 41.22 秒 東経 139 度 38 分 44.66 秒の所
- E 北緯 35 度 18 分 43.52 秒 東経 139 度 38 分 44.48 秒の所
- F 北緯 35 度 18 分 45.57 秒 東経 139 度 38 分 46.46 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年5月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

イ 漁業権の公示番号 区第57号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市猿島地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 17 分 00.49 秒 東経 139 度 41 分 29.90 秒の所
- B 北緯 35 度 16 分 54.94 秒 東経 139 度 41 分 54.99 秒の所
- C 北緯 35 度 16 分 50.59 秒 東経 139 度 41 分 54.31 秒の所
- D 北緯 35 度 16 分 56.20 秒 東経 139 度 41 分 29.32 秒の所

- (ウ) 漁業時期 10月1日から翌年6月15日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 漁業時期終了時までには養殖施設を撤去しなければならない。

ウ 漁業権の公示番号 区第58号

- (ア) 漁場の位置 横須賀市旗山埼地先
- (イ) 漁場の区域

次のAB、BC、CD及びDAの4直線によって囲まれた区域
点の位置

- A 北緯 35 度 15 分 55.25 秒 東経 139 度 44 分 03.76 秒の所
- B 北緯 35 度 15 分 53.85 秒 東経 139 度 44 分 05.35 秒の所
- C 北緯 35 度 15 分 52.74 秒 東経 139 度 44 分 03.11 秒の所
- D 北緯 35 度 15 分 53.63 秒 東経 139 度 44 分 02.07 秒の所

- (ウ) 漁業時期 1月1日から12月31日まで
- (エ) 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- (オ) 関係地区 横須賀市(長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。)
- (カ) 条件 なし